

鹿角市公共下水道事業等
マンホール周り舗装修繕

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

鹿角市上下水道課

鹿角市公共下水道事業等マンホール周り舗装修繕 特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 (適用)

1. この仕様書は、鹿角市が発注するマンホール周り舗装修繕（以下「修繕」という。）の施工に適用する。
2. 本修繕の施工にあたっては、この特記仕様書（以下「仕様書」という）によるほか、秋田県建設部制定の共通仕様書「土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、参考資料」〔令和 7 年 10 月 1 日以降適用〕（以下「土木工事共通仕様書」という。）の関係部分を準用して施工するものとする。
3. 本仕様書と土木工事共通仕様書が重複する場合は、本仕様書を優先するものとする。
4. 本仕様書及び土木工事共通仕様書に規定していない施工に関する事項については、次に定めるところによるものとする。

(1) 下水道施設設計指針と解説	日本下水道協会
(2) 下水道工事施工管理指針と解説	日本下水道協会
(3) 下水道維持管理指針	日本下水道協会
(4) 下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会
5. 仕様書等に疑義が生じた場合は、監督職員の指示によるものとする。

第 2 条 (施工計画書)

受注者は、施工前に土木工事共通仕様書及び下水道工事施工管理指針と解説に基づいて、施工計画書を提出しなければならない。

第 3 条 (関連工事との関連)

本修繕の施工に関連する隣接工事については、その施工に関し工事境界、運搬路の共有使用等相互に協力して、円滑な進行に努めなければならない。

第 4 条 (現場等の確認)

受注者は、施工前に施工場所、用地、境界、基準点等について監督職員の指示を受けるものとする。

第 5 条 (官公庁への連絡等)

関係官公庁その他に対して重要措置が発生した場合は、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て、協議するものとする。

第 6 条 (第三者に及ぼした損害)

受注者は、施工中に第三者に損害を与えぬよう注意し、必要な保安対策を講じなければならない。もし、第三者に損害を与えた場合には、すみやかに監督職員に報告しなければならない。

第 7 条 (環境保全)

受注者は、作業現場、作業用地内の整理整頓に留意し、事故その他の危険防止に努めるとともに、周辺環境の保全に努力しなければならない。

第 8 条 (公害の防止)

受注者は、施工に伴う公害、特に騒音、振動の発生については、法及び県条例等に定めるところによって措置を図り、付近住民に影響を与えてはならない。また、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

第 2 章 そ の 他

第 9 条 （承認図書の提出）

施工に使用する資材については、承認図書を作成し、監督職員の承認を得なければならない。

第10条 （下水道用製品）

1. 下水道用セメントコンクリート製品については、土木工事共通仕様書第 2 編共通編第 2 章第 9 節にかかげるものとする。
2. 下水道用製品は、土木工事共通仕様書第 1 2 編下水道編第 1 章の各材料にかかげるもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。
3. 上記に定める規格以外の下水道用製品の使用については、品質を証明する資料を使用前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

第11条 （鉄蓋、マンホール等）

1. マンホール及び汚水桝に使用する鉄蓋は、ダクタイル鋳鉄製とし、指定マーク入りとする。
2. 組み立てマンホールについては、必要図書を提出し、監督職員と協議の上、承認後でなければ使用してはならない。その場合において設計額が増となっても変更の対象としない。

第12条 （埋戻し）

路盤下部の埋戻しの品質管理（密度）については、土木工事施工管理基準（秋田県建設部）の道路土工（路体・路床）部分を準用することとする。

第13条 （路面復旧）

路面復旧工は設計図によるが、埋戻し完了後、その都度すみやかに路面復旧するものとし、復旧完了後は常に路面を点検し、支障を認めた場合にはすみやかに監督職員に連絡してその指示に従わなければならない。

万が一、路面復旧出来ない場合は、本復旧を行うまでの間仮復旧しなければならない。また工事期間内に沈下した場合は、通過車両に支障をきたすことのないように、すみやかに補修しなければならない。

第14条 （MH調整部材について）

マンホールの高さ調整を行う場合は、事前に現地確認のうえ適切な部材を選定する。使用部材が当初設計と異なる場合は監督員と協議のうえ変更対象とすることができる。

第15条 （週休 2 日制工事の対象）

週休 2 日制工事の実施については、「鹿角市週休 2 日制工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。

第16条 （週休 2 日制工事の条件）

本工事は、完全週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて積算している。工期内において完全週休 2 日未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

第 3 章 特 別 事 項

1. 現場付近における住民意識、地域の環境、交通の状況及び地元商店等を与える影響などを十分に調査検討し、その結果を施工に反映させるようにしなければならない。
2. 付近住民の車庫等について必要とした場合、仮駐車場等を配慮するものとする。
3. 交通規制については、鹿角警察署及び関係機関と協議し、歩行者等に十分な安全対策を講じなければならない。
4. 交通誘導警備員は各工区において次のとおり計上している。

	交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
1 工区（公共下水道）	3 人日	4 人日
2 工区（農業集落排水）	—	3 人日